

**花巻都市計画及び東和都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(岩手県決定)**

各都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更し、名称を「花巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と変更します。

I. 都市計画の目標

- I-1. 都市計画区域の名称・規模等
- I-2. 基準年及び目標年次
- I-3. 都市計画区域の現状・課題
- I-4. 都市づくりの基本理念
- I-5. 都市計画区域の基本方針
- I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

II. 区域区分の決定の有無

- II-1. 区域区分の有無
- II-2. 判断根拠

III. 主要な都市計画の決定の方針

III-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 主要用途の配置方針
- 2) その他土地利用の方針

III-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 交通施設の整備の方針
- 2) 下水道及び河川の整備の方針
- 3) その他

III-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

III-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- 1) 基本方針
- 2) 主要な緑地の配置方針

付図 花巻都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

都市計画区域の変更に伴い、新たな都市計画区域での整備、開発及び保全の方針を定めようとするものです。

花巻都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(花巻都市計画区域マスタープラン)

平成 24 年 3 月

岩 手 県

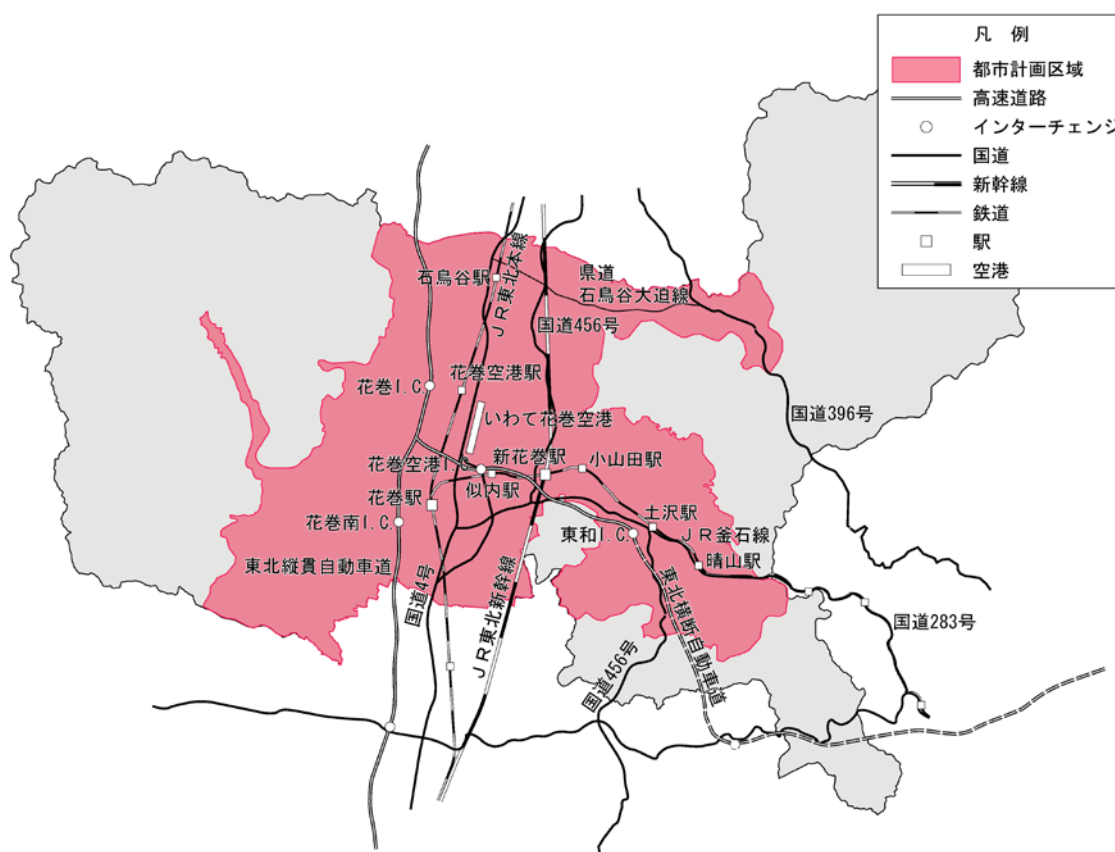
I. 都市計画の目標

I-1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、花巻都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

名称	市町村	範囲	面積 (ha)
花巻都市計画区域	花巻市	行政区域の一部	32,384

花巻都市計画区域



I-2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時点からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内容	基準年	目標年次
将来都市像の目標年次	平成 17 年	平成 44 年
都市施設、市街地開発事業の整備の目標	(国勢調査実施年)	平成 34 年

I-3. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代に、盛岡藩の南の要衝として、和賀・稗貫二郡を統括する花巻城代が設置された花巻城の城下町として発展した花巻地区と隣接する伊達領への備えとして城が築かれた土沢を中心に、温泉などの恵まれた自然資源や、宮澤賢治の文学に代表される文化に満ちた、岩手中部の中心都市として発展してきました。

また、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道釜石秋田線といった高速交通基盤が充実しており、工業をはじめとする産業活動も活発なことから、隣接する北上都市圏と連携し、岩手県における新たな機軸の形成を目指しています。

しかし、近年のモータリゼーションの進展による、商業施設等の郊外立地と既成市街地の空洞化などにより、都市機能の低下が進んでおり、今後、恵まれた高速交通基盤を活用するとともに、東和インターチェンジまで開通した東北横断自動車道釜石秋田線のさらなる整備を促進し、都市機能の強化と快適な都市環境の整備を図る必要があります。

さらに、地球温暖化などの環境問題や高齢化に対応するためのエコ・コンパクトシティの実現に向けた集約型都市構造の構築、財政基盤の低下に対応するための選択と集中や既存ストックの有効活用を図る都市づくりを進める必要があります。

I-4. 都市づくりの基本理念

本区域の将来像を次のとおり掲げます。

活力と交流を創造する快適都市 イーハトーブはなまき

本区域は、自然や文化を生かし、住む人、訪れる人すべてが等しく「幸せ」を感じながらふれあうことのできる理想郷「イーハトーブ」の実現に向けて、これまで守ってきた自然資源、蓄積してきた社会資本を貴重な財産として今後も維持保全し、より安全で快適なものに高めていくことで、都市基盤をより確かなものとし、人々が集い、さまざまな産業が交わる都市づくりを目指します。

また、市街地や交通結節点、工業・観光などの都市機能集積地が分散している本区域の特性を踏まえ、都市機能集積地同士の連携強化により、利便性の高い「都市機能拠点ネットワーク型」の都市構造の構築を図ります。

さらに、コンパクトで効率的な市街地形成などによる環境にやさしい都市づくりと災害や高齢化等に備えた、より安全で快適な都市づくりを目指します。

I-5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

自然や文化を生かし、すべての人が幸せを感じる「イーハトーブ」の形成

本区域に住む人、訪れる人すべてが、快適な環境の中で、等しく「幸せ」を感じながらふれあうことができるよう、地域の景観を形成する早池峰山、北上川などの自然環境や田園風景などの農村環境、温泉地、街なかの緑、伝統文化などの資産の保全と活用を図り、人と自然とのふれあいの場となる空間を形成するとともに、地域固有の自然・歴史・文化・産業などの有機的連携を図り、交流できる都市づくりを目指します。

また、無秩序な市街化の抑制や既存ストックの有効活用等を図り、効率的で利便性の高く社会的コストが低い地球環境にやさしい低炭素型の都市づくりを目指します。

快適で暮らしやすい健康で生きがいのある暮らしの場としての居住環境の形成

本区域に住むことでイーハトーブを実感できるよう、地域固有の資源や歴史・文化を基調にし、ユニバーサルデザインに基づいた暮らしやすい居住環境の形成を目指すとともに、災害に強い都市づくりを実践します。

また、「健康と長寿の里」づくりを通じて、生涯にわたって心身ともに健康で生きがいのある暮らしを支援する温泉保養、保健・医療・福祉の充実により、快適な居住環境の形成を図ります。

いわて花巻空港の利活用による産業・観光の振興及び都市と地域の住民交流の促進

岩手県唯一の空港であるいわて花巻空港を中心とした広域的な交流・連携を図り、臨空型の産業や観光の振興を図ります。

また、グリーン・ツーリズムの推進等により、都市住民と地域住民との交流を促進し、農業・農村を活性化する多彩な産業拠点の形成を目指します。

都市活動や農村と都市との交流を支える交通・情報のネットワークの形成

生活に必要な機能・施設へのアクセスの向上や市街地と郊外との交流を促進するため、都市活動や農村と都市との交流を支える拠点を有機的に結ぶ交通・情報のネットワークの形成を目指します。

広域的な産業活動や人的交流の支えとなる空港や高速道路インターチェンジ、新幹線駅など広域的交通拠点を基調に、各拠点を結ぶ都市軸の形成を図ります。

市街地と郊外拠点の連携とにぎわいのある市街地空間の形成

市街地と郊外の温泉郷やスポーツ・レクリエーション・文化施設など魅力ある拠点とを有機的に結ぶ都市構造の構築を目指します。

また、買物だけではなく余暇空間としてもにぎわいのある市街地の形成を図ります。

I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

本区域は、南は北上都市計画区域、北は紫波都市計画区域と連続しており、東は遠野都市計画区域に近接しています。

これらの都市計画区域や近隣都市と適切な連携を図って、効率的な都市づくりを進めていきます。

II. 区域区分の決定の有無

II-1. 区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

II-2. 判断根拠

行政区域人口は、平成17年以降減少に転じており、今後も減少基調で推移することが想定され、都市計画区域内人口も伸びは想定されません。

近年の開発動向は、宅地開発等は大半が用途地域内に収まっています。

市街地の周辺部は、ほぼ大半が農地となっており、ほぼ全てが農業振興地域として保全されています。

以上のことから、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

III. 主要な都市計画の決定の方針

III-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業地

- 本区域の花巻駅周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺及び大迫総合支所周辺の商業地は、総合的な都市機能の充実・強化を図ります。
- 特に、花巻駅周辺及びその南側に広がる既成商業地は、本区域の中心商業拠点として、商業業務機能の維持と集積を図ります。
- 石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺の商業地は、地域生活を支える商業の拠点として、その機能の充実を図ります。
- 東和地区は、良好な住宅の供給を図り、市街地への定住化と商店街の環境改善を図ります。
- 大迫総合支所周辺の商業地は、日常的な生活サービスを提供する拠点として、その機能の充実を図ります。
- 新花巻駅周辺及び花巻空港駅周辺は、観光客等を迎え入れる玄関口として交通結節機能や観光交流機能の充実を図ります。
- 既存の市街地は、活性化を図るため、商業・業務系施設の立地を誘導し、その集積に努めます。

- 新花巻駅周辺においては、立地条件を活かした商業・業務系施設の立地を進め、本区域の玄関口にふさわしい機能の集積を図ります。
- 主要幹線道路沿道では、農林業等との適正な土地利用調整を図りながら、立地特性を活かした商業・業務・沿道型施設等の秩序ある立地誘導に努めるとともに、周辺住宅地のための利便施設として、沿道景観や住宅地との調和に配慮した市街地の形成を図ります。

② 工業地

- 花巻第一工業団地については、その機能の維持・充実を図ります。
- 必要に応じて花巻第一工業団地及び花巻金属工業団地の隣接において工業地の拡大を図ります。
- 花巻第二工業団地については、今後も引き続き企業誘致を進め、早期の工場等の施設立地を図ります。
- 花巻第三工業団地への企業立地の促進を図ります。
- 高速交通網の要に位置する花巻流通業務団地は、企業誘致を促進し、流通拠点の形成を図ります。
- いわて花巻空港、新幹線、高速道路等、高速交通へのアクセス性に優れた幹線道路網に接続する場所は、都市機能の高度化を図るため、農林業等との適正な土地利用調整を図ったうえで工業系機能配置を検討します。
- 主要幹線道路沿道の工業地区については、地域の特性に応じた適切な土地利用を図ります。

③ 住宅地

- 住宅地は、低層住宅を中心とした計画的な住宅地の形成を図るとともに、住環境を阻害する他用途の混在を規制し、ゆとりある良好な住環境の維持・保全を図ります。
- 住宅用地は、生活の利便性の高い既存市街地及び縁辺部、かつ、通過交通を抑制した環状道路網内の用地を中心に一団のコミュニティの形成を図ります。
- また、集落環境との一体的整備を考慮したゆとりある住宅地の形成を図ります。
- 基盤未整備地区においては、地元意向を踏まえながら基盤整備を図るとともに、防災上の観点から、区画道路や街区公園等の整備を図ります。

2) その他土地利用の方針

① 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・災害が発生するまたは災害により被害を受けるおそれがある地域等については、市街化を抑制します。

② 白地地域に関する方針

- ・白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）は、土地利用の状況などを考慮しつつ、居住環境や営農環境に支障を生じさせるおそれがある建物の立地を制限するため、特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- ・また、白地地域について、農業振興地域の整備に関する法律等の他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、関係機関等と土地利用調整を十分に行います。
- ・骨格的な幹線道路沿道においては、都市機能の拡散や営農環境の悪化の防止や魅力的な沿道景観形成を図る観点から、秩序ある土地利用の誘導を図ります。
- ・いわて花巻空港周辺地区は、国道4号花巻東バイパスや東北横断自動車道釜石秋田線花巻空港インターチェンジ等に隣接する立地特性を活かし、広域的交通の要衝にふさわしい土地利用として流通業務団地の機能充実を図ります。

III-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の整備の方針

① 交通体系・ネットワーク

- ・道路は、岩手の新しい機軸の形成に向け、地域間の交流が活発に行われるよう周辺市町村と連携しつつ計画的かつ体系的な整備を図ります。
- ・道路ネットワークは、既存の交通施設を活かしながら、拠点間の連携、円滑な交通処理、災害時の代替路確保などに資するネットワークの形成を図ります。
- ・交通環境の整備については、安全性や快適性の向上、生活交通の確保、交流人口の拡大など、地域特性にあわせた整備と活用を図ります。
- ・広域交流・物流基盤となる交通体系については、東北縦貫自動車道の利用向上や東北横断自動車道の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用し、県内内陸部・沿岸南部、あるいは県外とを結ぶ広域間の交流が活発に行われる整備に努めるなど、広域交通拠点の機能強化を図ります。

② 道路

- 幹線道路は、南北広域主要幹線の機能を維持・強化するため、国道4号の4車線化の整備を促進します。
- 都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている都市計画道路については、計画決定の経緯とその後の社会経済情勢の変化を踏まえ、検証をしたうえで、体系的な見直しを図ります。

③ 公共交通機関等

- いわて花巻空港周辺地区は、良好な交通アクセス性の確保を図ります。
- 空の玄関口であるいわて花巻空港は、利用促進を図りつつ航空路線及びチャーター便の誘致に努めます。
- 公共交通については、生活交通を維持するため、バス路線の見直しなど、効率的で持続可能な交通システムの整備に努めます。

2) 下水道及び河川の整備の方針

- 下水道は、健康で文化的な生活を営むための基盤となる施設であり、人間の日常生活の中で必然的に発生する生活雑排水等の排除・浄化機能を有し、生活環境の改善と河川などの公共用水域等の水質保全を行うなど重要な役割を持っていることから、計画的な整備を図ります。
- また、生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図るため、地域の実状に応じ、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3つの事業を組み合わせ、効率的・計画的な整備と普及拡大を図るとともに、新規開発地と既成市街地の均衡を図りながら、事業認可区域の拡大や円滑な事業推進に努めます。
- 北上川や大堰川をはじめとする河川は、水害防止のため、築堤や改修を進めます。

3) その他

① 都市施設の都市計画決定における配慮

- 都市施設の整備に当たっては、営農環境に支障を及ぼすおそれが生じないように配慮します。

III-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 既成市街地は、活性化に向けた都市基盤整備事業の導入を検討します。
- 良好な市街地の形成を推進するため、面整備と併せて地区計画制度や建築協定、特別用途地区等による土地利用の誘導等を検討します。
- 都市基盤整備済み地区は、市街化と定住の促進に努めます。
- 都市基盤未整備地区は、地域の現状を踏まえ土地区画整理事業等の適用を検討します。

III-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- 本区域は、花巻温泉郷県立自然公園、胡四王山環境緑地保全地域などの緑、田園の緑、北上川、豊沢川、猿ヶ石川及び稗貫川などの水辺の緑を踏まえ、水と緑のネットワークの形成に配慮しながら、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の観点から緑の保全、整備、育成を図ります。
- 市街地においては、都市公園等の適正配置及び維持・管理に努めるとともに、都市の緑化を図ります。

2) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全システムの配置方針

- 花巻温泉郷県立自然公園の区域については、温泉施設等と調和した環境の保全を図ります。
- 歴史的な自然環境を有する胡四王山については、環境緑地保全地域として保全を図ります。
- 公園や施設内緑地は、街路樹、生活河川によってネットワーク化し、暮らしの近くで自然の感じられる市街地内の緑環境の充実を図ります。

② レクリエーションシステムの配置方針

- 都市公園は、おおむね歩いて行ける範囲への適正な配置と景観に配慮した施設整備に努め、住民の協力を得ながら維持管理を図り、利用者や周辺住民の意見を取り入れ、利便性や快適性の向上に努めます。
- 日居城野運動公園は、スポーツ・レクリエーションの拠点として健康の維持増進と憩いの場を提供するため、計画的な整備・改修を図ります。
- 都市の骨格であり身近なレクリエーションの場、憩いの場となる河川については、河川敷の公園化や河川改修に合わせた親水施設整備や緑化等により自然とふれあえる水辺空間の整備に配慮します。

- ・特に、豊沢川などの河川緑地については、広域的なレクリエーション及び防災機能を確保するため、緑地として、整備・保全を図ります。
- ・大迫地区は、ワインや早池峰山をテーマとした観光・レクリエーションの拠点づくりを図ります。

③防災システムの配置方針

- ・災害に備えるための都市公園や緑地の整備については、防災空間としての機能を高めるとともに、災害発生時における救援・支援等の災害応急活動の基地としての活用を検討します。

④景観構成システムの配置方針

- ・早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園などの優れた山並みに囲まれた自然景観は、保全するとともに、胡四王山などは眺望を楽しめる場として利活用を図ります。
- ・北上川などの河川沿いの豊かな河川環境や農地などは、保全を図ります。
- ・市街地においては、地区計画や協定などによる民有地緑化を図り、潤いのある環境を形成を図ります。
- ・工業団地においては、緩衝緑地帯の確保や修景木の植栽などを行い、周辺環境と調和した景観形成の誘導を図ります。
- ・街道に残る景観上優れた樹木、伝統的な建築物などは、景観資源として活用します。

付図『花巻都市計画区域の将来像図』

